# 居宅介護支援事業所 百合砂 居宅サービスについて(重要事項説明書)

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 百合砂
法人 所在地	鹿児島県西之表市西之表 6087 番地
法 人 種 別	社会福祉法人 百合砂
代表者 氏名	理事長 山﨑 弘喬
電話番号	0997-23-6161

#### 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

#### 3. 概要

#### (1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	居宅介護支援事業所 百合砂
所 在 地	鹿児島県西之表市鴨女町 92 番地 1
介護保険指定番号	鹿児島県 4671300194 号
サービス提供地域	西之表市・中種子町・南種子町全域

## (2) 当法人のあわせて実施する事業所の種類

通所介護	特別養護老人ホーム	ハーモニーセンター (百合砂診療所)
短期入所生活介護	養護老人ホーム	(訪問リハビリ)
地域密着型介護老人福祉施設	訪問看護	(カフェ)
グループホーム		
共生工房		

## (3)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2 人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	3 人
事務員	介護支援専門員の補佐・事務に係わる業務	1人

## (4)勤務体制

平日	午前8時00分~午後17時 土・日・祝祭日は日直対応
(月)~(金)	原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて 24 時間体制にて受付

## (5)居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備  考
課題分析の方法	MDS-HC 方式を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

## 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

## (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護支援事業所 百合砂
担当者	中本 ケイ子 小倉 愛子
電話番号	23-6165
対応時間	24 時間対応します

## (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

#### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

#### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

## 外部苦情相談窓口

西之表市高齢者支援課高齢者支	電話 番号	23-5225
援係 (地域包括支援センター)	ファックス番号	23-5228
中種子町地域包括支援センター	電話 番号	27-1085
	ファックス番号	27–2620
南種子町地域包括支援センター	電話 番号	26-2035
	ファックス番号	

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

#### ①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

## ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

#### 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び 医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

#### 8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システ ムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施 を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

#### 9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において 利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に おいて、当該家族の個人情報を用いません。

#### 10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報 を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス 事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付 けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると 主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の 助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用 者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把 握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービ ス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

#### 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

#### 13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 14.身体拘束の原則禁止

- ・事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する 行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。
- ・事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- ・事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果に ついて従業者への周知徹底
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。 この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するも のとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針 も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

#### 令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 居宅介護支援事業所 百合砂

所 在 地 鹿児島県西之表市鴨女町 92 番地 1

管理者 中本 ケイ子

説明者

## 令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供 開始に同意しました。

(続

柄

利 用 者 住 所 氏 名 代 理 人 住 所

## 別紙

## 利用料金及び居宅介護支援費

## 居宅介護支援費I

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱	要介護 1・2	1,086 単位	※特別地域
	件数が 40 未満である場合又は 40			居宅介護支
	以上である場合において、40 未満	要介護 3・4・5	1,411 単位	援加算
	の部分			
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱	要介護 1·2	544 単位	,
	件数が 40 以上である場合におい			+15/100
	て、40 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位	
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱	要介護 1·2	326 単位	
	件数が 40 以上である場合におい			
	て、60 以上の部分	要介護 3・4・5	422 単位	

## 居宅介護支援費Ⅱ

日本人業士長 (・)	介護支援専門員 1 人あたりの取	亚人类 1.0	1 000 光仕	※特別地域
居宅介護支援(i)	扱件数が 45 未満である場合又は	要介護 1・2	1,086 単位	居宅介護支
	1次円数が 40 水側での3物日入は	^+ · -		冶七月暖又
	45 以上である場合において、45	要介護 3・4・5	1,411 単位	援加算
	未満の部分			
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	527 単位	
	扱件数が 45 以上である場合にお	- 17 1 122	· .—	+15/100
		要介護 3・4・5	683 単位	
	いて、45以上60未満の部分	安月喪 3*4*0	003 年化	
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	316 単位	
石 5 段人及(五)	扱件数が 45 以上である場合にお	叉/1段11	010 - 12.	
		<b>亚人类 0.4.5</b>	440 24 44	
	いて、60以上の部分	要介護 3・4・5	410 単位	

## 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

## 特定事業所加算

	定要件	加算 (I) (519 単位)	加算 (Ⅱ) ⑷21 ¥位)	加算 (Ⅲ) ⑶33 ¥位)	加算 (A) (114 単位)
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること		0	0	0
2	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	0			
3	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置しているこ と	0	0		
4	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること			0	
5	常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、専従の介護支援 専門員を常勤換算で1名以上配置していること(非常勤は他 事業所との兼務可)				0
5	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること	0	0	0	0
6	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
7	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5 である者が4割以上であること	0	×	×	×
8	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	0	0	0	(連携で も可)
9	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介 された場合においても居宅介護支援を提供していること	0	0	0	0
10	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、 生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関 する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事。	0	0	0	0
11)	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	0	0	0	0
12	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満 (居宅介護支援費(II)を算定している場合は 50 名未満であること)	0	0	0	0
13	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力 体制を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
14)	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例 検討会、研修会等実施していること	0	0	0	○ (連携で も可)
15	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるよう な居宅サービス計画を作成していること	0	0	0	0

## 特定事業所医療介護連携加算 125 単位

## 算定要件

- ① 前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
- ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15・回以上算定していること
- ③ 特定事業所加算(I)(II)(III)のいずれかを算定していること

## 加算について

加昇にづいて		
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所に入院した日のうち、当該病院又は診療所 の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ)退院・退所加算(I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回 受けていること	450 単位
ロ)退院・退所加算(I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている こと	600 単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回 受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレ ンスによること	750 単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンフ アレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員 と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必 要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位